

中城湾港泡瀬地区環境保全・創造検討委員会

設置要綱

平成15年 6月30日制定
 平成16年 4月27日改訂
 平成17年 3月17日改訂
 平成20年 3月 7日改訂
 平成22年 3月15日改訂
 平成25年12月17日改訂
 平成26年12月 8日改訂
 平成30年 2月26日改訂

(名 称)

第1条 本委員会は、「中城湾港泡瀬地区環境保全・創造検討委員会」（以下、「委員会」という）と称する。

(目 的)

第2条 委員会は、中城湾港泡瀬地区の公有水面埋立事業に伴う環境保全措置（藻場・クビレミドロの移植等、人工干潟、野鳥園、人工海浜・緑地、景観・人と自然とのふれあいの場、等）について検討を行い、幅広い視点から審議し、事業実施者に対する専門的な指導・助言を行うことを目的とする。

(組 織)

第3条 委員会は、各分野を専門とする学識経験者や有識者で構成する。

- 2 委員会の委員は、必要に応じて追加できるものとする。
- 3 委員会には、委員長を置く。
- 4 委員長は委員の互選により選任する。
- 5 委員会の下には、より専門的な課題について詳細に検討を行うための以下の専門部会を設ける。
 - ① 海藻草類専門部会（平成15年～21年）
 - ② 人工島環境整備専門部会
（平成17年～20年、平成26年～27年度）
 - ③ 比屋根湿地・泡瀬地区海岸整備専門部会（平成16年～19年）
 - ④ 人工海浜専門部会（平成15～16年）
 - ⑤ 環境利用学習専門部会（平成15～16年）
- 6 専門部会は、必要に応じて新たに追加できる。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会の代表として会務を総理し、会議の議長となる。

2 委員長がやむを得ずその職務を遂行できないときは、委員長が指名する委員が職務を代行する。

(専門部会および座長)

第5条 専門部会は、各分野を専門とする学識経験者や有識者で構成する。

2 専門部会の委員は、必要に応じて追加できるものとする。

3 専門部会には、座長を置く。

4 座長は専門部会委員の互選により選任する。

5 専門部会は、検討事項の審議結果を委員会に報告する。

6 専門部会の座長は、会議の議長となる。

7 専門部会の座長がやむを得ずその職務を遂行できないときは、座長が指名する専門部会委員が職務を代行する。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、「内閣府沖縄総合事務局開発建設部」、「沖縄県土木建築部」、「沖縄市東部海浜開発局」とする。

2 事務局は、委員会および専門部会を招集する。

(開催)

第7条 委員会は、各専門部会における審議状況を踏まえ、原則として沖縄県内で必要に応じて開催するものとする。

2 専門部会は、必要に応じて開催するものとする。

(会議の公開)

第8条 委員会の資料、議事概要、会議は公開とする。

2 専門部会の資料、議事概要、会議は公開とする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。また、専門部会の運営について必要な事項は、専門部会座長が専門部会に諮って定める。

(付則)

本要綱は、平成15年6月30日から施行する。

令和7年度 中城湾港泡瀬地区 環境保全・創造検討委員会
委員名簿

【敬称略・各区分五十音順】

区分	氏名	所属・役職	備考
委員長	こはま てつ 小濱 哲	有明教育芸術短期大学 客員教授	
委員	おおみね しん 大嶺 心	一般社団法人 沖縄青年会議所 理事長	ご新任
	おかだ ともなり 岡田 知也	国土交通省 国土技術政策総合研究所 港湾・沿岸海洋研究部 海洋環境・危機管理研究室長	
	おかだ みつまさ 岡田 光正	公益財団法人国際エメックスセンター 理事長 広島大学 名誉教授	
	せいの さとこ 清野 聡子	九州大学大学院 工学研究院 環境社会部門 生態工学研究室 准教授	
	たけはら けんじ 嵩原 建二	沖縄野鳥研究会	
	なかそね ゆきお 仲宗根 幸男	琉球大学 名誉教授	
	なかね しのぶ 中根 忍	やんばるエコツーリズム研究所 主宰	
	なかむら よしゆき 中村 由行	一般社団法人 水底質浄化技術協会 参与	
	の ろ ただひで 野呂 忠秀	鹿児島大学 名誉教授	

環境監視委員会と環境保全・創造検討委員会の関係

